

第五回國會 衆議院 内閣委員会 文部委員会連合審査會議錄第一号

(三三三)

昭和二十四年五月六日(金曜日)

午前十一時十六分開議

出席委員

内閣委員会

委員長 齋藤 隆夫君

理事青木 正君 理事池田正之輔君

理事小川原政信君 理事有田 喜一君

理事木村 榮君

江花 靜君 尾関 義一君

根本龍太郎君 北村龍太郎君

小林 信一君 山口 武秀君

佐竹 晴記君

文部委員会

委員長 原 彪君

理事水谷 昇君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君 理事長野 長廣君

淺香 忠雄君 岡延右二門君

甲木 保君 高木 章君

若林 義孝君 森戸 辰男君

渡部 義男君 船田 亨二君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬正太郎君

出席政府委員

文部事務次官 柏原 義則君

委員外の出席者

文部次官 伊藤日出登君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

本日の會議に付した事件

文部省設置法案内閣提出第八七号

○齋藤委員長 それではこれより會議を開きます。

本日は文部省の設置法案につきま

て、内閣委員会と文部委員会との連合審査会であり、内閣委員長であり、また私が委員長の職務を行います。まず政府の提案理由の説明を求め、続いて質疑を行います。質疑は通告順によつてこれを許すことにいたします。あらかじめ御通告くださる様に願います。まず政府の提案理由の説明を求めます。文部大臣。

○高瀬國務大臣 ただいま議題となり

ました文部省設置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

先般政府の行政機構刷新の方針が確立されまして、それに即應して文部省の機構を簡素化すること、戦後の教育の民主化を推進するにふさわしい中央教育行政機構を設ける必要から、今回この文部省設置法案を立案いたしました次第であります。

御承知の通り文部省の機構改革の根本方針は、従来の中央集権的監督行政的色彩を一新いたしまして、教育、學術、文化のあらゆる面について指導助言を與え、またこれを助長育成する機関たらしめるという点にあるのであります。

次に機構改革の概要を申し上げますと、従来の官房、学校教育局、社会教育局、科学教育局、体育局、教科書局、調査局及び教育施設局の二官房七局を、今度は官房、初等中等教育局、大学事務局、社会教育局、調査普及局及

び教育施設部を含む管理局の一官房と五局一部とした次第であります。

初等中等教育局は、高等学校以下の学校の教育を所掌し、なお現在の教科書局所掌の教科書の編修、改訂事務、体育局所掌の保健衛生事務、科学教育局所掌の科学教育事務などを含ましめることにいたしました。

大学事務局は、現在の学校教育局の大学教育の面と、科学教育局の研究事務を所掌することになりましたが、これは文部省で所掌いたします學術に關する事務は、基礎科學の研究とその應用の研究でありますので、主として大學及び研究機関に關連いたします關係上、一局に一元化したいたわけであり

ます。社会教育局は、大体におきまして現在通りであります。体育局の運動競技関係事務がこれに加わり、著作権関係事務が管理局に移つたこと等が異なつております。

調査普及局は、新しい文部省に極度に必要とされる調査研究及び統計調査のほか、文部省の各種出版物等の利用による文教政策の普及を行うことといったほか、國語の調査研究及びその結果の普及をまあせしむることといった

ました。管理局は、文部省の管理的行政事務を、内容面の指導をする部局から分離して一元化するために設けたものであります。さらに現在の教育施設局を部としてこれに合併せしめました。なお、現在の体育局及び教科書局の所掌

事務の重要なことはもちろんであり

ますが、対象別による内容的指導面の一元化のため、及び指導と管理を區別するためそれらの局に分属せしめた次第であります。

次に所屬機關であります。國立の學校は、その特殊性によりまして、別に國立學校設置法案として提出したいと存じております。その他の國立博物館以下八機關につきましては、

大体において従来通りとして必要な規定を設けておりますが、ただ國立博物館以下五機關につきましては、その民主的運営をはかるため、助言機關としてそれらに評議員会を設けることとした

ました。さらに地方支分部局としまして、現在文部省教育施設局出張所を文部省施設出張所と改称して現在通り設けることにいたしました。なお新しい教育行政の過渡的段階として文部省に屬する事務等が若干ありますので、それに必要な経過的規定を附則に設けた次第であります。

以上が今回の文部省機構改革の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○齋藤委員長 これより質疑に入ります。森戸辰男君。

○森戸委員 新しい日本の建設が、文化國家をめざしておられますことは、すでに國民一般の確信いたしておるところであります。かような文化國家の建設において、文教行政をつかさどります文部省の機構は、非常に重要

性を帯びておるものと存するのであります。ただいま大臣から機構改革の要点を拜聴いたしましたのでありますが、私は以下五点につきまして、關係当局のはつきりした御意思を承りたいと思ふのであります。

第一点は、私どもこのたびの文部省設置法案を拜見いたしました。根本的にはなほだげんにたえないのは、在來し、文部省は解体すべし、あるいは廃止すべしというやうな文部省無用論が一部の人の唱えられておつたのであります。その理由とするところは、文部省は教育省であつて、地方の教育委員会、あるいは予想される大學法、あるいは大學行政法ができれば、その任務はそれらの地方または自治的な組織に移つて行く、また科

学行政はむしろ内閣にこれを移し、文化についてはノウタツチで行くべきであるとする、文部省の必要はないではないかというのであります。かような意見は、私は日本の現在にとつて非常に間違つたものであると思ふのであります。ことに文部行政の責任の面に當つておる大臣はいかにお考えになつておるであらうか。私の考えによれば、先ほども申しましたように、文化國家を旨とする日本にいたしましては、特に文教行政は重要視されなければならぬ。ことに軍國主義を否定した日本といつたしましては、將來の國家は文化と福利という面に特別の重点が置かるべきであると考えるのであります。また外國の例といつたしましては、

文教の行政官廳のない國は、ほとんど一つもないと申し上げたいのであります。かような國內的國際的の情勢のもとにおいて、文部省無用論あるいは廢止論というものは、まったく大勢に逆行するものであるとわれ／＼は信じておるのであります。これについて當局はいかにお考えになつておるか、この点をまず承りたいのであります。

○高瀬國務大臣 たいだいの御質問にお答え申し上げます。

御質問にありましたように、地方教育委員会ができて教育が分たされ、また大学につきましては、大学法等によりまして自治運営が行われ、また御承知のような學術會議ができて、科學方面の行政には重要な發言權を持つというようになつてまいりました。その他の文化方面は放任せられるというやうなところから、文部省はもうなくなつてもよいというやうな議論があらまされたことは私も承知いたしております。しかし私の考えでは、そういう見解は実は非常に外面的な皮相な見解ではないかと考えております。その後そういう見解があらまされたにもかかわらず、文部省はやはりわが國の文教行政の中心機關としてぜひ必要であるというこゝになつて、文部省の消滅論も解消したやうなわけでありまして、お話をあらまされたやうに、私はたゞ地方に教育委員会ができて、一面において教育のデセントラリゼーションが実行され、大学におきまして民主的運営の方法として自治組織ができるといたしまして、やはりわが國全体の教育を育成して行く、またそれについて必要な助言を與えて行くというやうな立場から、文部省というものはどうして

も必要がある。こう考えております。それから文化につきましては、ノ・タツチというやうな意見もあつたわけでありまけれども、見方によれば教育も學術も文化でありましよう。もつと廣くそれ以外の面につきまして、藝術、宗教その他文化一般につきまして、やはり精神に關する行政の問題といたしまして、文部省としてはぜひとも重要な場面としてこれの育成を考え、必要な助言をして行ななければならぬと私は考えております。幸いに日本のは一般の輿論も大体そういう方向になつて來ておるのではないかと考えております。ただいま御質問にありましたやうな趣旨で、今後日本を文化國家として建設するにつきましては、文部省は非常に重大な機能を果たさなければならぬという点では、まったく同感であります。

○森戸委員 今大臣の御答弁ではなほだ心強く思ふのであります。なおさういふ見解もないとは限りませんし、ことに日本が文化國家を目指す以上は、文部當局は強い確信をもつてその主張を貫徹することに御努力願ひたいと思ふのであります。

次に文部行政の一つの重点は教育でございます。教育の民主化が教育刷新の基本の方向であることは、すでに明らかになつたのであります。このことは、すでに教育委員会法で教育が地方分権化されたというこゝにおいて一大進歩をなしておりますし、なお立案されておるという大学行政法におきましても、そういう方向に進むのであります。教育行政において民主化が進められてゐることは、まことに喜ばしいことであり、從來のいわゆる官僚主義的

な集中行政という非難をしば／＼されておりました状況がもしありたいとしますれば、これが一番されることは、まことに教育民主化の精神に沿ふものであると私は非常に喜んでおるのであります。同時に私も社會黨におきまして、ことに國會でこれらの法案を通して、教育の行政が實際に行われております場合には、民主化は一面では自由と自治といふことを強調いたしますと同時に、責任が明らかでなければならぬ。責任の明らかでない民主政治はないと思ふのであります。こゝの点で、たとえば教育委員会法が實施されまして教育委員会が諸地方にできたのであります。ことに義務教育の面では國庫の補助があり、またこの教育委員会法の制定にわれ／＼が關係してあります關係上、これらの義務教育がいかに行われてゐるかといふことについては重大な責任があらましますし、またこれを担当する責任者について責任をたす必要もあると思ふのであります。そして現に教育委員会の管轄にある地方教育行政においては、幾多の問題が起つてゐるのであります。ところで一体この場合、どこにわれ／＼はその責任を問ひたいか、はなはだ不明なものであります。文部大臣にお尋ねいたします。それは直接自分の責任ではないといふことになつてゐるものであります。これは、ことに法案を通過し、補助の予算を通過した國會といたしましては十分な責任が果せないことになつてゐる。また大学法の問題についても、大学の自治が認められて文部大臣の管轄の外になりますと、個々の大学に問ひよりほか道がないことになつてゐる。こゝの点について、日本の教育の民主

化とともに、教育の責任と教育の統一的方向を確保して行くについて、このたびの機構改革は、そういう点についてどういふやうな御配慮になつてゐるかといふ点について伺ひたいと思ふのであります。

○高瀬國務大臣 お答えをいたします。ただいまの御質問の要旨は、新しい日本の教育体制によりまして、教育の分権化、民主化が徹底的に實施されることになりました。つきまして、文部省としての責任が非常に漠然となるというやうなところから來ておるのではないかと私は解釈いたしました。實際教育委員会法ができて、地方教育行政については直接担当が教育委員会によつて実行されております。そしてそれが今までよりも非常に自主的なものになつております關係から、直接の地方教育行政につきましては教育委員会が當つて、責任を負つておるといふことになつてゐると思ひます。しかしこの新しい設置法の第四條に、文部省が責任を負つて遂行すべきことがいろいろと書いてあります。教育委員会、大學、研究機關などにつきまして、やはり指導と助言を與えるというやうなことを、また民主教育の体系を確立いたしますための最低の基準に關する法令案、その他教育の向上、普及に關する必要な法令案をつくるというやうなこゝ、また教育のための予算案をつくる、國庫支出金の割當、配分を行つ、こゝのやうなことが書いてございまして、つまりこんなやうにわが國全体としての大学教育及び地方教育等につきまして、やはり全般的に考へて指導をし、助言をしなくてはならぬ。こゝのやうな面がどうしても分散化され

たあとで残る部分があるわけでありまして、これは文部省がやらなければならぬ。それから法令案をつくることも、予算をどうするといふことになりまします。これは國會等の關係になりますので、これらの点につきましては、やはり文部省が直接國會に對して責任を負わなければならぬと私は考へております。そういうやうな意味におきまして、たゞ民主化、分権化が徹底いたしましたとしても、文部省としてはわが國の教育、文教行政の上におきまして、非常に重大な責任があると思へております。

○森戸委員 たいだいの御答弁で、大體教育が地方に分権し、あるいは自治化しても、文部省としては法令の制定あるいは予算の確保等でこれらに關しての強い保護育成といふものをつかさどるというところは、まことにその通りであります。ただ問題は、現在地方行政が運営されてゐるそのことに対する責任の問題は、個々の委員会にわれわれが一々問ひたいといふ点に、あるいはこれからできます大学において、もさういふ問題があらまします。この点についてはさらに御考慮を願ひたいと思ひます。これは大學自治法あるいは行政法ができます場合に、も、そういう点が十分考慮されるべきではないかとわれ／＼は考へておるのであります。これは第二の点であります。第三の点といたしまして、教育とともに文教の重要な領域は科學であります。ことに日本再建において自然科學、社會科學、文化科學を含めての科學の占める位置といふものはきつめて重要でございまして、科學行政の適否といふことが日本の再建に重大な影響

○高瀬國務大臣　日本學術會議ができましたし、またそれと関連いたしました。科学技術行政協議会というものができてきたにつきまして、科学行政に関する統一がはなはだ欠けて來てゐるのではないか、こゝいうような御質問だと思ふのでありますが、日本學術會議は行政面には全然タッチしないという建前です。でやつておられます、科学の振興についての必要な事柄について、諮問に

が科学技術行政協議会に現われて参りますから、文部省の仕事にも関係がございますけれども、それはもつと廣く一般的に各省に關係のある行政についての問題、文部省としてはその仕事の仕事から申しまして、ただ行政面に科学を浸透させるというよりなことではなくて、もつと基礎的な科学の研究等に力を入れて、その方面の振興を特にはかつておるといふ点で違ひがあると私は考えておるのであります。

○森戸委員　ただいまのお話で両者の連絡、分野というものはほぼわかつたのでございますが、なお科学の基本的な政策というものについてはどことが担当するのであるか。日本の科学行政の最高責任者はどこにあるかということ、はまだはつきりと承つてないような気がするのであります。この点につきましては、さらに科学行政が大事であり、これを統一行的に行つて行く責任者はどこであるか。内閣に科学技術行政協議会ができたとなれば、學術會議の勧告や諮問に應じてやるその責任者は総理大臣であるのか。また一面大学學術局で基礎科学及び應用の文教政策を立てて行くという建前の文部省がある。この關係はどういうふうになるのであるかという点が、まだ少しはつきりしないような気がいたすのであります。その点はさらに御考慮願ひたいと思ふのであります。第四の問題は、局といたしまして、第一は初等中等教育局、第二は太学學術局、第三は社会教育局となつておるのであります。文教の中心の分野は、教育と學問と文化であると考へていいのではないかとわれわれは考へておるのであります。學術の面は、大学とあわせて教育學術局

となつて、第三の局はむしろ文化といふより名前に文化の保護育成、大衆への浸透といふことを明らかにするのが適當ではないかと思ふのであります。もちろん社会教育といふことも重視されなければなりませんけれども、これは文化の國民大衆への浸透の方向で、一つの道であると思うので、科学教育局が大学学術局となつたそれと同じ平行の線で、いわば社会教育局といふものがその持つております分野の中心的な任務を明らかにして、たとえば文化局といふような名称を持つことが適當なのではないか。教育刷新委員会でも、文部省の名前が問題になつたときに、文化省といふような名前も考へられたように、今日の、ことに日本が文化國家といふことを表明いたしておりますことから考えても、日本の現状では、文化といふことに非常に重きを置いておるのではないかと私は考えておるのであります。従つて社会教育局といふ名称よりは文化局といふことで、ことに日本の民族、國民的な文化といふものが、法隆寺事件等非常に遺憾な状態にもなりますことは、文化を眞実に守り、これを育成し、これを一部の者の特權的な所有とせず、國民に浸透させるといふようなことはつきりとするような規則が設けられることが必要なのではないかとわれ／＼は考えるのであります。ことにそのことは決して社会教育を輕んずるのではなくして、社会教育に大きな背景を確立することになると私もは考えておるのであります。ところがどうも、しばしば文化といふことがそれほど重要視されているにもかかわらず、文化といふような面を眞正面から取上げるこ

とを避けておるような形も見えるのであります。この点、私ども日本再建の方向といたしましては、文化ということとを明瞭に出すということが適當なのではないか。ことに國際連合の機關といたしまして、ユネスコは教育、科学、文化ということを明らかに取上げておりますので、そういう意味から言いましても、第一局が教育、第二局が芸術科学、それから第三局は文化とすることになつた方が、実は國際連合の考えております文教の大きな線にも沿うのではないか。こういうふうに考えるのでありますし、また文化の擁護、育成という面にも力が入られるのではないか。もちろんそういうことを言いましても、これが文化統制を行う、こういう意味では毛頭ないのであります。しかし文化とすることの重要性を認めて、これを保護育成し、民衆に浸透させるという意味で文化局というような名前にし、その点に重点を置く方が、新しき文部省の機構改革においては適當なのではないかと考えますが、この点、大臣はいかがお考えでありますか。

○高橋國務大臣 教育、學術と並んで文化が非常に重要なものであり、文部行政についても一つの重要な仕事になるという点につきましての御意見につきましては、私もまったく同感であります。そしてもしできるならばやはり文化局というようなものをつくつてやるといふことも、はなはだ望ましいことだと私も考えております。しかし文化とすることについては、先ほどもお話をありましたように、実はその解釈につきまじてかなりまだはつきり定義されない、不明の点というようなところ

るもあり、また機構上の整理という問題もあり、今回は社会教育局の中でこれを扱うことにきめたわけであり、それで社会教育局の中にこれを入れたということにつきましても、森戸さんのおつしやられましたが、文化に関する行政の非常に重要な面は、やはり文化の國民全体の水準を高めること、こういう点にあると思います。その点で文化を一般國民の中に浸透させて行く、社会的にこれを十分浸透させる、これが文化行政の一つの重要な点であろうと考へておられます。そういう意味で、社会教育といたしましては、むしろ他の面もありまされども、社会教育における一つの重要な点としてこれをこの中に入れまして、御説にありましたように、國民全体の文化的な水準を上げるため、國民全体に文化を浸透させるために、十分そこで文部省としては仕事をしたい、そういう考へで、社会教育局にこれを入れたような次第であります。

○森戸委員 今の大臣のお答えでは、社会教育局におきましても、社会教育とともに文化を十分に保護育成することを常に考へておられることとありましたが、私はこの点は特に重点を置いていたかと思ふのであり、新しい日本の建設は、新しい日本文化の建設なしには行かないのであり、この点では、古い舊い価値のある日本文化の擁護と、また世界の新しい文化の攝取との二面に私は特に力を置いて、社会教育局の運営が行われることが妥当であると存じておるのであります。

○有田(書)委員 私のお尋ねしたいことは、先ほど森戸委員がほとんどお尋ねになりましたので、私は重複を避けて、ただ一点だけお伺いいたします。文部省が新日本建設、文化國家建設のため、きわめて重要な役割をになつておられることは当然であります。しかし外部から今日の文部省の姿をながめておきますと、どうも弱々しい足取りであります。予算の面を見ても、また今回の機構の改革を見ても、何だか文部省の行き方は弱々しい。はたしてこの重大なる役割をになつて行けるかどうか、こういう懸念がするのであります。

○森戸委員 今、御承知のように、教育は昔から知育、徳育、体育といわれております。体育は重要な教育の部門であると思ひます。ことに敗戦後の日本の状況は、学徒の生活状態から、厚生保健というような面が非常に重要性を帯びておられることは、よく文部当局の御存じのことと思ふのであります。同時に他面日本再建の面から言いますと、耐乏ということが國民に常に要請されておりますけれども、同時に新しい國民に明るい面をも常に要請して行かなければならぬ。これはスポーツとか、レクリエーションとかいうものが、非常に大きな役割をなすのではないかと存じます。そこで学校体育と社会体育、学校スポーツと民間スポーツというものの一体的な行政が行われて、一面学徒の今日の時代でござることも、明るい氣持で、健康なからだで日本の再建に邁進するような状況をつくる必要であります。それにこれは特に従来ややともすれば知的に偏重しがちな教育、この面の具體的な体育の行政が必要である。それには統一した体育局というものが必要ではないかと思ひます。もちろんこれは趣旨にもありますように、決して体育の必要を無視するのではなしに、その仕事は各局に分属されるということになつておられるのであります。しかしそれではこの目的が、特に現在の日本の学徒において、日本の青年において必要な行政がその焦点を失うことになるのではないかと存じます。非常に強いのであります。その点につきましても、いろいろ誤解もありまして、体育というものは軍國主義の殘影であるという考へもあるものでありますけれども、新しい日本の体育というものは、そういうものは一掃されておると私どもは確信しておりますので、そういうような理由で体育局を廃止することは、まったく無意味だと思つております。こういう意味におきまして、体育を無視したのではないけれども、体育局を解体して、各局に分属させたということとは、この大きな必要について十分顧慮されなかつたのではないかと存じます。私が私あると思ひます。そうしてそれがやむを得ないと思へば、一体どういう形で学徒の保健厚生並びに学生スポーツと民間スポーツとの間の連絡を確保して行き、従来体育局がした役割を果して行くかという点についてのお考へ、あるいは御計画はどうかというところにあるかということをお承知したいのであります。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。体育行政につきましては、それが非常に大事であり、ことに日本再建の立場から今日重要であるという点につきましても、まったく御同感であります。それでただいまお話がありましたように、今回の設置法によりまして、今まで体育局というのに統一されておりました体育行政が、今度は各局に分属されて属するということになつておりまして、その点から、ただいま御質問にありましたような心配が出て来るのであらうと思ひます。それで強力に体育行政を推進して行くについては、やはり一局を設けて、統一のある行政をやらなければいけないのだという御意見だつたと思ひます。確かにそういう点も考へられるのであります。一つの局にいたしまして、統一的にやつた方が、非常に有力な面も確かにあると思ひます。しかし一方から申しますと、各局が所管いたします体育の部分も、それ／＼またある意味で特殊性を持つております。小中学の部分、大学の部分、社会教育の部分、それ／＼内容について特殊性のあることも事実であります。その点で特殊性を生かして、その特殊性に徹底するような体育行政をやるという意味から申しますと、今度の設置法のように分属させる方がよい。こういう議論も出るかと思ひます。今度の設置法は、その点に重点を置いて分属させる、こういうことにいたしましたわけでありまして、しかし分属することによつて、ただいま申し上げましたような長所が考えられると同時に、御質問にありましたような統一性を欠きまして、強力な推進ができないという欠陥も必ず出やすいものであります。ですから文部省といたしましては、機構では各局に分属するという点にいたしましたがお話にありましたような省内における統一連絡が欠けないようにいたしますと同時に、また一局になつておりませんと、外部の運動競技団体その他の体育団体との連絡も欠けやすいものになりますから、その連絡も考えなければならぬ。省内におきましては各局間の連絡組織をぜひつくつて統一を保つて行きたいと考へておりますし、また外部との関係等につきましても、やはり連絡をいたしますような新たな組織をぜひつくりたい。そして御質問にありましたような連絡が欠けますために重要な体育行政に欠陥をもたらすことのないようにしたい、こう考へております。

○森戸委員 私、以上御質問をいたしまして文部当局の御意見を聞いたのであります。根本的には文部省解消論というものが解消いたしましたして、文教の機関として文部省の機構が新たに提案されたということについては、私はまことに御同慶にたえないと思ふのでござります。そして文部当局も、また行政関係の方々も、また文部行政に關係のある委員の皆さんも、かように重要な文教の機関が常に守られて行くことが日本の文化を守るゆゑであることについて、ことに強い御支持をいただけると存じておるのであります。

なお教育の面、科学の面、文化の面、また体育の面につきましては、まだ幾多の重要な問題が残されておることと思ひます。機構の面におきましては、かようにきまりましても、運営の面で少くともこれを十分に遺憾のない形で問題になつておる諸点が解決されなければならぬと存じますので、この点につきましても、私も最善を盡さねばならぬと思ひます。社会党を代表いたしました私の質問はこれで終ります。

ります。機構の面で見ましたときに、私はもちろん局が少くなつたりすることとはかまわないのです。すなわち簡素強力化されることは同感であります。が、今回の文部省の機構が、はたして文部省が自立的に考えられたものかどうかという点にも、多少疑問が持てるほどであります。第一、今回管理局というものができまして、各認可事務その他の管理行政をこゝで一元化されるのであります。なるほど形から見ますれば、一元化されることはけつこうなよりでありますけれども、はたして原局と離れた管理局でほんとうの管理事務をやつて行けるかどうか。一般の相手は管理局へ行つても、結局話がきまらない、また原局へ行かなければならぬ。これが今までの弊害でありました。結局二重、三重の手間をとらなければならぬという感じがしておるのであります。どうして管理局を設置されたか。はたしてその必要があるかどうか、私は非常に疑問に思ふのであります。文部大臣はどうしても管理局を置かなければならぬということ、を今でも考へておられるか、あるいは場合によれば管理局は適当に原局へおけてもいいとお考えを持っておるか、その点をまずお尋ねいたしたいと思います。

○高瀬國務大臣 今度の機構改革の一つの主要な眼目が、先ほど設置法の提案理由で御説明申し上げましたように、管理的な行政事務と、そうでないものとを分けておける、こういう方針で申し上げたわけでありました。その意味で管理局というものと、ほかのものととは全然別個にする機構になつたわけでありました。それは文部行政の性質が、今までのようなすべてが監督、取締りの行政というような形を脱し、まして、主として助長育成、こういう方面に性格がかわつて参りました。その結果として文部省のやる仕事の中心は、管理的な監督的なものでなくて、指導なり育成なり助長なりという方面に置かれるということになりました。この方面の仕事が他の部局全般を占めております。それで残つておる管理的部分、管理行政といへば、やはり監督的な要素が幾分入つて参りますから、その管理的な部分だけは別個にこれを扱うことにいたしましたわけでありました。しかし内容の問題といたしますと、やはり管理といひましても、ただいま有田さんのおつしやいましたように、他の部局と関係ある部分がありますので、これはどうしても連絡しながらやるよりほかにないだらうと思ひますけれども、管理局を別個にいたしました根本の理由が文部行政のそういう性格変化から来ておりますので、どうしても必要ではないかと私は考へております。

○有田(憲)委員 文部行政の性格が、指導、助長、育成という点に置かれることは、私はけつこうだと思ふのであります。しかし、しかしその性格はやはり各局から生まれて来るべきものではないかと思ふのであります。先ほど森戸委員の御質問に対して、文部大臣は、体育行政はそれ、特殊性があるから、これを各局に分割した方がいいというように御説明になつた。私はその特殊性は、体育行政が各局にわかれる特殊性よりも、管理行政がより強く初等中等教育局、大学学術局、その他の各局にわかれる特殊性が強いと思ふ。先ほど森戸委員から主張されましたから、私はよくは申しませんが、今日わが國民の地位を向上せしめ、運動精神を發揚して、明朗なる國民をつくつて、眞に文化國家を形成するという意味において、体育局の役割は私は非常に強いと思ふ。むしろ管理局を廢して、それぞれ管理行政を原局にくつつけて、体育局を存置せしめる。そうして大いに地位の向上と運動精神の發揚に邁進されることが適切ではないかと考へる。どうも今までの説明から聞きますと、その点が矛盾しているのではなからうかと考へますが、いかがですか。

○高瀬國務大臣 管理局でやります仕事、どうしても各局の仕事と非常に深い関係がある、管理局に属せしめられておる仕事も、やはり各局に属せしめてやつた方がいいやないか、こういうふうな御意見だと思ひます。しかしその点は先ほど申しましたやうなわけで、仕事の性質、文部省の性格から申しまして、これをわけなければならないといふことにいたしましたわけでありました。しかしお説のように、管理といつても内容と関連が非常に深いのでありますから、その関係はむしろなくなりませうし、他の各局とは始終協議をいたしてやつて行かなければならぬ、そういう連絡は十分となりながらやつて行きたいと考へております。それと管理局に現在属しておりますやうな管理的な仕事も、將來はだんだん減るものもたくさんできて来るじやないかと思つております。たとえば資料の割当とか用紙の割当というものは、やはり統制がだんだん少くなるに従ひまして減つて参りますし、またその他の認可事項とかいふ事務についても、將來はまたかわつて減るものもできるじやないかと考へております。現在のところはお説のやうな点で、各局との連絡を十分とらなければできない仕事であることは認めますが、さつき申し上げましたやうな理由から、やはり管理局を別個に扱いたい、こういう考へでござい

ます。○有田(憲)委員 文部大臣は非常に原案を固執されているやうでありますから、これ以上申し上げる必要がございませんが、私は先ほど申しましたやうな理由から、文部省をもしこゝで機構をいじるなら、体育局は従来通りこれを存置して管理局の新設を見合せ、その管理的な事務は各原局においておやりになることを強く主張いたしました。私の質問を打切ります。

○齋藤委員長 松本七郎君。○松本(七)委員 私は二点を御質問いたします。第一は、この設置法案の四條以下の規定を見ますと、科学研究に関する文部省の権限が非常に廣範圍に規定されております。科学研究については、そのほかの、たとえば農林省あるいは商工省等に科学研究の権限があるものであります。そういうものととの區別がはたはた不明確である。すべて科学研究については文部省の権限に属してゐるやうに見られるのですが、この点もつと明確にしたいだけ必要があると思ひます。

○高瀬國務大臣 條文だけから見ますと、そういうやうに見える点があることは私もそう考へます。しかし各省にありますが、研究機関というものは、各省の特殊な必要に應じてまして、もつぱら應用的方面の研究機関が主であります。文部省の方は各省のやうな研究機関に比べますと、もつと基礎的な研究になります。むしろ文部省も應用的な研究も対象にしないわけではありませんが、各省の研究は、それよりもなお先の應用的なものとして考へていいのじやないかと私は思ひます。

○松本(七)委員 その次は二十四條に審議会の規定がありますが、その中に學術奨励審議会というのがある。この設置の目的を、「學術の奨励、及び普及に関する事項を調査審議すること。」というやうに非常に漠然と規定してあるのですが、これの内容をきりしていただくこと、特にこの學術奨励審議会と日本學術會議との關係はどうなんですか。これによりまして、學術會議の権限を侵すのではないかと、やうな疑いがあるのですが、この点を明確にしたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 學術奨励審議会というのがあります。これと日本學術會議との關係については御質問でありました。學術奨励審議会というものは、學術會議のやうな非常に廣汎な根本的な學術振興に関する問題を審議する機関では全然ないわけでありまして、省内の學術奨励について文部省として必要な事項についてのこまかい審議をする機関であります。どういふことをやるかというこまかいことにつきましては、係の者から説明をいたさせたいと思ひます。

○伊藤議員 學術會議と學術奨励審議会との關係は、ただいま大臣が申し上げたやうなことでございまして、學術會議は先ほどからいろいろ御説明がありましたが、わが國の學術の研究をどういふやうにやつて行くかという大きな國家的な方針をきめて参ります。そういうしまして各省でおのの研究機関を持つており、また研究に關

する行政をつかさどるのであります。その学術会議で定めました根本方針を、各省がいかに調整してやるかというのをきめます。科学技術行政協議会でございます。その科学技術行政協議会で、文部省で所掌すべき事項を決定いたしました。文部省はそれを受つて、文部行政の面として科学研究、科学の奨励という仕事をすることになります。その際に文部省といふことは、その具体的方法、たとえば学術会議で学術奨励の奨励金を出します。大綱をきめてもらひまして、それを文部省が所管いたします。具体的にどういふ研究にどれだけの奨励金を振り向けるかというふうな仕事をいたさなければならぬのであります。その際に諮問をいたします。委員を置いて、文部省独特、ただ文部省独自の見解でいたさずに、こういう学識経験者の知恵を拜借いたします。その配分を決定するというふうな仕事をこの学術奨励審議会で行つていただきます。その他文部省が所管いたします学術の奨励に関する諸般の事項の諮問に應じてもらひ仕事をいたします。こういうのが学術奨励審議会でございます。従つて学術会議の末端の仕事に関する審議会でございます。両者の間の関係はただいま申しましたような仕組みでやつて行くつもりでございます。

○小林(信)委員 最初にお伺いする問題は、もういふ／＼と質問をされた点がたくさんありますから、私は簡単に一つだけお聞きいたします。文化國家と教育の問題について、これはいつも論議されておる点であります。なぜ教育がいざとなると輕視されるかという

面で、今回の六・三制予算の削除されたような点から考えますと、この経済的な困難な國情に対して直接生産する部門というより、ものが重要視され、教育というものは往々不生産的なものであるというふうな感を持たれるのではないかとありますが、實際今の教育の結果になりますと、地方の教育を担当する者、それからこれに關係する形の立場からすれば、政府において、教育が重大なる生産力を持つておるものである。重大なる生産力であるというふうな点をもつと強行に持つてもらひたいというのを要望されておりますが、この点文部大臣はどういうふうな考えをもつておられるか。また今度の予算の策定に際しても、そういうふうな点がなかつたという点について御質問したいと思ひます。

○高瀬國務大臣 教育というものが生産にまつた関係がない、不生産的な仕事であるというふうな誤解されやすいものである。そういう点から文部省予算等については、はなはだ不利な立場になるのではないかとつたような御質問でなかつたかと思ひます。私も、はむろん教育行政方面の者といひまして、決してそういう誤解を持つておるものではないと思ひます。やはり教育はいろいろな方面で、いろいろの意味におきまして生産力増大に非常に重大な關係を持ち、貢獻をするものである。こう考へております。しかし何にいたしまして、一般の人たちから申しますと、目先の、明日のことをもつぱら考へるような傾向があります。教育の効果というものは決して今日やつて明日すぐ現れるというものではない。そのかわり、もつと根本的

な効果を現わすという点ではもつと有力なものではありますけれども、経済のことを考へる一般の人の考えから申しますと、今日やつて来月どうなるというふうな目先の生産の増加ということだけが考へられやすいという点で、お説にありましたような、教育はあとまわしにしてもよいじゃないかという考えが相當廣く行われておることにはなほ遺憾に思ふ次第であります。予算を獲得いたす場合につきましても、ただいま申し上げましたような考えを私は持つておりますので、その点も無主主張しながらやつておる次第であります。

○小林(信)委員 たいへん意を強うしたのであります。そこで、今政府は経済安定という大政策を掲げてその責任を果すとしておるわけでありまして、文教政策を担当する面におきまして國民が非常に経済生活の困窮ということが予想されておるわけですから、これに対する処置として、政府は耐乏というふうなことを簡単に言つておられますが、これは先ほど大臣の説明されたやうな点からして、もつとこの困窮せる面を打開するためにいろいろ／＼なうをしなければならぬ。これはきわめて消極的な面ですが、そういう面も教育行政が相當にこの大政策と同時に講ぜられなければならぬ。こういうことがこの法案及びこの法案の運賃にあつて考へられておるかどうか。またもつと積極的な面から申しますと、産業復興というやうなものの原動力はやはり教育にある、こう考へます。農村等においてはいろいろ／＼な生活協同組合とか、あるいは農地改革とかいうやうな法的な措置で、一應農村の振興政策が

とられておりますけれども、これがほんとうに生きるためには農村文化というやうなものが相當施策として講ぜられなければならぬ。もつとも科学化するとかあるいは工業化するとか、あるいは経済の合理化をさせるというやうな面があつて、初めてそれらの法律が生きておるわけでありまして、しかしそれらはこれは文教政策がこれに付随しなければならぬ。いつでも今までの政策が教育面と経済の復興、こういうことを言ひながら、その裏づけとなるところの強力政策が今までとられなかつたところが非常に遺憾だとわれ／＼は考へておるわけでありまして、この点についてこの法案の内容なり、あるいは法の運営にあつて大臣の意見があれば承つておきたいのであります。

○高瀬國務大臣 御説のような意味で、社会教育の強力な推進が現在非常に要請されておるといふことは私も同感でありまして、この設置法から申しますと、社会教育においてそれを十分に推進して参りますと同時に、本國に提出する予定になつております社会教育法案というのがございます。その社会教育法案というものは、お話のありましたやうな意味で、一般社会的な教育の振興に必要ないろいろのことが規定されておりますが、それを新たに一つづつ推進することによりまして、御説のやうな意味での教育的效果を十分にあげて行きたい、こういう考へでおります。

○小林(信)委員 その点も非常にけっこうなお考へで、やはり意を強うするものであります。特に私は農村文化の面でこの社会教育を重視されるようお願いしたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 ただいま御質問のやうな点はむろん重大なことでありまして、文部省としてもいろいろ／＼と具体的に考へて地方とも連絡をしてやつておるわけでありまして、現在やつておる状況につきましては、次官から御説明申し上げます。

○伊藤國務大臣 第五條十七号に掲げてあります教育職員研修につきましては、現在各府縣で非常にこの問題に關心を持つておられて、所によりましては固定した研修所を持つておることもあります。また具体的にはいろいろな講習会を催しまして、教員の研修に努めておるのであります。これに對しまして國家は補助金を出して援助を與えておる現状でございますが、これらの各府縣の連絡あるいは援助につきまして、この第十七号は規定をいたしておるわけでございます。

○小林(信)委員 そこで一番問題になりますのは、地方では今度の定員の問題から、人員にきゆう／＼な面がたたくさんできて来ておるわけでありまして、これは續いて御質問したいと思つておりますが、研修所というものの意味は、教育の担当者はもちろん、新しい学制に沿うために自分たちの研修というものを要求しております。また地方の教育委員会等におきましてその点は重要視しておるわけでありまして、

その施設に対して國家がこれを見てやることはもちろん必要ですが、私はそこに相当人員、教員数というものを余分に考へておらなければ、この目的は達せられぬ、こういう点と、もう一つこれに関連しまして第八條の十一号にありまます學校における保健衛生、この面でありまます。これは養護訓導というものが置かれてありますが、これも当然各學校におきまして要望されておられますけれども、養護訓導が各學校に最低限度の数が確保されておらないような状態でありまます。これについて今後どういうふうにお考えになられるか、またこの學校養護訓導、これらは全國の児童数、生徒数を五十で割つて教員数を決定するというようなものの以外に、これを確保する考へはないか、お伺いしたい。

○伊藤説明員 研修をいたします際にそれに必要な余裕を持つだけの教員定数を置きたいのは、まったく私も御同感なのであります。しかし予算そのものの關係から必ずしもその点が十分に参りませんとは、たいへん遺憾でありまますけれども、私どもとしては將來ともその点はできるだけ余裕を持つような定員をつくりたい、かように考へておる次第でございます。

なお養護教員につきましては、このたびの計算の中には五十人の中に入つておるといふ計算をいたしておりまます。養護教員を各學校に最小限度少くとも一人は置きたいというのが、私どもの希望でございます。それについては今までの努力もいたして参つたのでありますが、何さま御承知の通りにこれは養護教員の養成から考へて参らなければなりませんので、養

護教員という職制をつくりましてまだ日も浅いので、何とかいい養護教員をつくつて行くことを、まず十分考へなければならぬという段階におられるわけでございます。しかし今後の教育の遂行の面から、さらに學校の衛生養護の面をどうしても強くやらなければならぬとせん。この点につきましても御説の通りに將來とも、十分努力して参りたいと考へております。

○小林信義委員 もう一つ同じようなこととお伺いしたいのですが、これは第七條の二項の二号です。「教育職員の給與その他の待遇及び福利厚生に關し」とありますが、こういうことがはつきり明示されたことは、地方の非常に薄給に甘んじながら教育に生きようとする教育者は喜ぶわけでありまます。が、はたしてこれに対してほんとうにその実が上るような方法が講ぜられるかどうか、これが非常に心配であります。一例を申し上げれば、ただいまの各小中学校の教員あるいは高等学校の教員などが、福利厚生をみずからなそうという考へで協同組合をつくつておりますが、しかしこの協同組合を自分たちの福利面に十分に活用しようとするためには、どうしても自分たち自身がその面に当らなければならぬわけでありまます。教員であつてそういう自分たちの福利厚生をはかるための事務をとる人間、こういうものが認められるかどうか、そういう者がなければ、いくら福利厚生ということが項目でははつきりされておつても、實際には生きて来ないわけなんです。あるいはそういうことでなくて、もつと薄給に甘んずる教職員の福利厚生を施設として、あるいは政策として実施してくれるの

に、今のようない具体的な問題を取上げ、それに対して余剰の教員を充てて、みずから福利厚生をさせるというやうな方法も一つあるわけですが、この点についてお考えをお聞きしたいと思ひます。

○伊藤説明員 教育職員の給與その他待遇、福利に關しましては、私どもも鋭意心がけておるのであります。が、福利厚生に關して、特にこれらの事項を取扱ふための専任の先生を置くかどうかという点につきましては、たいへん残念ながらむりではないかと考へておるのであります。ただできますならば、學校を老齢でおやめになつたやうな方々にそういう事務を取扱つていただくというやうなやり方も、できればいいのではないかと考へております。が、それらも結局はやはりこれに使ひます資金の問題が、根本ではないかと思ひますのであります。各府縣で福利厚生に關して、教育職員の方々が組合をつくつてやつておられる際に、一番行き詰まる点はやはり資金の問題にあるように思ひますのであります。これらにつきましては、現在のような金繰りの状態では、なか／＼困難とは思ひますけれども、私どももできるだけその面には努力をして参りたいと考へております。

○小林信義委員 以上御質問しました点は、この中から探し出したほんとうにわずかな問題ですが、そういう部分すらこの設置法は實際に生きて来ない。最初お聞きしました研修の研修について文部省が相当積極的に対応を援助する、しかもその人員等については相当余分なものを見るというやうな考

えがない以上、これは空文にひとしいわけなんです。また保健衛生におきましても、各學校に養護訓導があつても、この養護訓導が學級を担任するというやうなことがあつたら、その養護の使命は全うされないわけなんです。これもやはり空文に終るわけなんです。この福利厚生というやうなことは現在の教育職員については最も重要な問題でありまます。が、りつぱにこういうふうな法文として掲げられても、それについては何ら生きる方途が講ぜられない。こういうものを幾ら出されても實際教育の實はあがつて来ない。文部大臣に先ほど文化國家と教育という面におきまして御意見を承つたわけでありまます。が、もつとこれを重視して、こうしたものが生きるべく努力をしていただきたい。今地方におきまして、各府縣では小中学校の教員の首切りを計画されております。一應委員會等で文部次官等も教員の首切りは今年度はしないとつくり明言されたわけでありまます。が、地方の教育委員會では、この首切りを今計画しつてあります。今日あたり各府縣からこれに対して文部省はどうするのか、やう方法でやるのか、やうならどういう方法でやるのか、という質問して来ているわけですが、こうした内容を考へますと、定員法というものを考へる場合に、教育がほんとうに生きるやうに考へて行かなければならぬわけでありまます。そういうことが考えられ

ておらぬから必然的にそういう結果になる。この首切りの問題をやるのか、やらないのか、ここではつきりお伺いしたいと思ひます。

○高橋國務大臣 お答えいたします。ただいまの首切り云々の問題は、地方

の高等学校以下の教員についての問題だと考へますが、それは文部省は直接やるやらないということには關係がございせんことでありまます。地方自治体が、教育委員會においていろいろ人事はやられるわけでありまます。それで文部省の今度の義務教育費國庫負担金の予算の關係から、結局結果として首切りが必要になるのかどうかという点につきましては、文部省もむろん考へる問題でありまます。が、今度は御承知のように小學校五十人のクラスに對して一・三五、中學校は一・七五という計算で國庫補助を與えることにいたしましたわけでありまます。それで文部省として全体的に考へてみますと、現在小學校も中學校も欠員が相当多量にありまして、今度の予算の當然の結果として、日本全体から申しますと、必ずしも現在おる教員がやめなくてはならないという事情にはならないだらう、こういう見方なのであります。けれども、具体的に個々の縣、個々の學校といたしましては、やはり今までのやつております、職員の数がまち／＼でありまますから、多かつたところもございまして、欠員の非常に多かつたところもあります。ですからそれらの点で整理されなければならぬというやうな學校もできるかもしれません。しかし全體的に見て、先生の教から申しますと、現在おられる方がやめなければならぬという計算にはならないだらう、こういう見方なのであります。

○小林信義委員 今の、首を切るか切らないかは、地方の行政の責任である。文部省においては、そういうことには關知しないというやうな御答弁で

七

すが、やはり中央の文教政策いかによつて、そういうふうなことが出て来るわけですから、決して文部省に責任がないとは言えないと思うのであります。そこで全体としては、そうした結果にならないが、個々にはそういうものが出るだろう、出てもやむを得ないだろう。これは地方の実情において、その点ただ個々に多少問題が起きるといふようなことだけでなくて、非常に出る場合が多いわけですから、そういうものに対しては、何か文部省としては考慮をする考えがあるか。

○高瀬國務大臣 縣によりまして、非常な違いができるというふうなことがあるといふことがあれば、むしろ文部省の権限ではございませぬけれども、やはり教育の重要な問題でありますから、文部省としてできるだけ援助なり、助言を與えるという事は、やらなければならぬと考えております。

○小林(信)委員 それについて全國的の調査をなさつたことがあるかどうか、お聞きしたいのです。

○伊藤説明員 ただいま各府縣の実情につきまして、統々調査をいただいておる最中でありまして。

○小林(信)委員 この問題は、地方の実情を調査しますと、非常に教育上重大な影響を及ぼしていると思ひます。早急に調査されて、それに対して善処されたいと思ひます。ただいま文部大臣は、文部省においてはそつたうことは聞知しないといふふうに言われたのですが、それは文部省直轄の學校に対して首切をするとか、しないとかいふ言明であつたか知りませんが、一般に危惧をされるのは、やはり教育の重要性から考へて、この際校舎もない、

教具もない、あらゆるものについて今教育というものは裸の状態である。さらに先生でもあれば、先生と生徒の關係さえあれば、何らかそこに教育の命はつながらなければならないが、しかし先生がなくなつてしまつたらどうなるか、これは教育に対する絶望状態になるのじやないかと思ひます。こう地方の一般は考へておると思ひますが、そういうふうなことになるれば、実質上からいつても、文化國家といふものは崩壊してしまつた、現在の政府においては文化國家をすでに否定しておるといふやうな結果になるわけですから、この点早急に調査されて善処されたいと思ひます。

それからもう一つ、小さい問題ですが、第四條の四号に「教育のための物資の確保について援助すること」といふことが書いてあります。これは當然なことではあります。その物資の内容について文部大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○伊藤説明員 御質問の趣旨が非常に廣いので、どの点であつたかと思ひますが、要するにこの四條の四号で規定いたしておりますのは、教育を遂行いたしますために必要な資材についての確保を援助して参る、こういうことを考へておるわけでありまして、必ずしもここは統制物資だけを考へておるというのではなく、もつと廣い意味で考へておるのであります。

○小林(信)委員 なぜ私がそういうふうにお聞きしたかと申しますと、教育のための物資、これは非常に重要な問題であります。政府が常にそうした漠然たる考へでおられる。地方の教育職員の実情から考へますと、まず少く

ても児童の用品、これは児童対象のものですが、そして教える場合の教具、あるいはいろいろなもの、もう一つこれは最も忘れられてゐる点ではないかと思ひますが、教育職員が教育をするための必需品といふものがあるわけですから、これは非常に軽視されてゐるのではないかと思ひます。それは特別なものをほしいわけではないのですが、實際今のところ地方の実情から考へれば、通勤するの電車とかバスとかいふものを使うよりも、自転車を使うのが多い。その自転車を提供するとか、自転車の部分品を供給するといふことを、相当考へてもならなければならぬと思ひわけでありまして。それから体操するところの場合には、普通の服装ではできない。体操のズボンとか、体操のくつとかいふものが必要になるわけでありまして、こういう点がさらに考慮せられておらない。半用品等につきましては、一應一般的な考へ方から、品物さえ出せばいいだらうといふふうに考へられますが、一つ例をとつて申し上げますと、グレンオンといふものは、統制品であるところのパラフィンが配給になつて、それを一定量入れることになつてゐる。しかし地方にまわつて来るところのクレオンといふものは、その量が少いために非常に粗悪なもので、相当教育といふものの低下をなしておる。そういう物資を配給したら、その物資がいかに使われて、確実に教育に役立つところかといふような点について、相当文部省として考へて行かなければならぬと思ひます。そういう地方のこまかい実情について、もつと検討されて、こういう点についてしつかりやつていただきたいと思ひます。

最後に最近視覚教育が非常に重視されて参りました。各府縣でも軍政部から十六ミリの映写機などが貸付されて、これが一般視覚教育に使われておりますが、映写機はありましてフィルムがない。ところがこのフィルムを求めようとする、業者が一應一般人を対象としてつくつたフィルムを十六ミリにつくり直して、その中から比較的教育的に効果のあるものを選ぶといふやうなことで終つておりますが、しかし業者は営利本位なのです。一般人を一應対象にしてやつてゐるわけでありまして。せつかくそういう教育を教育職員が重視しても、もつと政策的にそれを生かしてくる方途を講じてもらわなければ意味がないわけでありまして。これらに対してどういふふうな考へを持つておられるか。お聞きしておきたいと思ひます。

○伊藤説明員 教育のための物資、特に忘れられやすい教育職員の教育をやつて参りますために必要な物資については、お説のように現在では非常に少い実情にあるのであります。しかし私どもといたしましては、この四の中書いておられます物資については、もちろんそれらを考へておるに参りまして、私どももそのことのために關係方面と突はできるだけのものを得たいと思つて、努力いたしておるのであります。一番教育職員の方々のために今骨を折つておるのは洋服であります。私ども地方に参りまして、学校の先生の服装を見ますと、実に涙が出るような場面に出合ふことがしばしばあります。安本、商工省といふ連絡いたして、ある方途を講じて参りたいと思つ

て計画をいたしております。その他自転車、寒冷地に必要なら長ぐつ等につきましても、いろいろと關係方面と連絡をいたしておるのであります。自転車につきましては、最近相当まとまつた数量を各府縣に出してゐるのであります。が、何さま数の多い教育職員に對しましては、まだ十分でないと思つております。この問題につきましては、私どももできるだけ一生懸命やつておるつもりであります。また將來ともなお努力を續けて参りたいと思ひます。

それから視覚教育に關しましては、御承知の通り私どももその重要性を認めまして、特に關係方面が非常に援助をいたしてくれまして、映写機等の貸與をいたしておるのであります。これに關係するフィルムにつきましては、いいものをたくさんといふために、いろいろな手を打つておるのであります。けれども、何さま生フィルム自体の配給が非常に少いといふこと、またこれらについての、そういう文化映画なり、科学映画、教育映画をつくつて参ります人たちがいますか、そういうふうな方面の認識が割合足りないといふやうな現状のために、十分に参つておりません。しかしながらこれらにつきましても、その重要性を十分考へまして、將來ともこの努力をなお一層續けて参りたいと思ひます。

○小林(信)委員 今の物資の問題ですが、洋服等を心配するといふお考へらしいのですが、今まで洋服の生地等も多少配給になつております。ところが非常に高價でありまして、とても教育職員がこれを買う力がない。もちろんそういうふうなものを廉價に支給して

て計画をいたしております。その他自転車、寒冷地に必要なら長ぐつ等につきましても、いろいろと關係方面と連絡をいたしておるのであります。自転車につきましては、最近相当まとまつた数量を各府縣に出してゐるのであります。が、何さま数の多い教育職員に對しましては、まだ十分でないと思つております。この問題につきましては、私どももできるだけ一生懸命やつておるつもりであります。また將來ともなお努力を續けて参りたいと思ひます。

くれるならば、これはいいわけであり
ますが、それよりも何よりも、今申し
上げたように、教育をするための必需
品、これに対する措置をされることを
最も要望しておるわけであります。
（委員退席、池田委員長代理着
席）

○池田委員長代理 渡部君

○渡部委員 日本共産党は、諸般の事
情の変化について考えた上、さらにま
た日本の民主的な教育、学術、文化と
いうものの将来を考えた上から、文部
省の存続そのものについて独自の見解
を持つておるものであります。この
点については、後ほど今野委員から、
質疑なり意見なりがあるはずでありま
すので、私としては、設置法案の中で
疑問と思われるもの、矛盾しておるも
の、その他いろいろ質疑がされなけれ
ばならない問題がありますので、その
点についてだけ若干の質疑をしたいと
思います。

ただいま、物質的な裏づけのない法
案は、一片の空文に終らざるを得ない
という意見が小林君からありまして、
私たちはその点で非常に同感するもの
です。そこで御質問したいのは、こ
の設置法案というものが、二十四年度
の予算とどういうふうな現実上の関係
を持つてつくられたのかということ
を、まずお尋ねしたいと思ひます。
それからこの予算関係ですが、先ほ
ど有田氏からでしたか、文部省が非常
に施政の上に弱体を示しておるとい
うようなお話がありました。たしかに
文部省の弱体ということ、施政の諸
部面に現われておただけでなく、

一般的に見ても、たとえば今度の予算
に現われたように、政府が教育とい
うものを他の部門に比して蔑視してお
るような傾向が強く現われておるとい
う面からも、見受けることができると思
います。つまり公共事業費の中で、A、
B、Cの三クラスの中の第三クラスに
所属せしめられておるといふような点
は、如実にこれを示しておるところで
、もし文部当局が言われるように、
教育といふものを他の産業部門、その
他のように重視しておられるならば、
この予算の面においても、たとえば教
育費は何パーセントとか、あるいは
何パーセントとか、それ以上を確保
するといふようなことを、初頭の法文
の中に明らかにされる必要があるの
ではないか、そうしておかれることが、
今後の日本の教育の発展の上にとつて
非常に重大な意味を持つておられる
といふふうに考えられるのですが、こ
の点を第二としてお尋ねします。

それからさらに、予算関係とも関連
するもので、ただいま小林君の方から
御発言があつたことと連関するわけ
ですが、この設置法案の具体的な実施
のためには、定員法案というものと深い
関係がある。ところが先ほどの大臣の
御答弁によると、文部省は、定員法案
の地方における実施のあり方について
は、直接の管轄権がないのであるから、
ただ助言、指導等をするにすぎない
といふようなお話がありました。たしか
し、現に文部当局において、この教
員の定員問題に関する重大な干渉をし
ておられる事実がある。たとえば、四
月四日の局長の電文通読だと思ひま
す。これによると、二十四年度の教員全
國定員は昨年九月五日の定員範囲内と

なる見込みであるから、新規採用につ
いては格別の考慮を拂うべしといつた
意味の通牒を發せられておる。そのた
めに大阪府においては、たとえば二千
人の教員を採用することを決定してい
て、そのうち千名はすでに採用したに
もかわらず、その取消しをなしてお
るという状態である。ところがこの大
阪府においては、小、中学とも四万人
以上の生徒の自然増加があるのであ
つて、このような状態のもとでは全然教
育が成り立たないといふことが叫ばれ
ておる。同様のことは神戸市にも起
ておる。そのように、この設置法案か
らいつて、定員法に考えられているよ
うな教員の定員関係について、文部省
は直接の責任はないといふようにおつ
しやつておられるのは、事実上反してお
るに考えられるわけですから、以上三
点について、まずお尋ねします。

○高橋國務大臣 最初の御質問は、二
十四年度の予算と設置法との関連とい
う一般的な御質問だつたかと思
います。むしろその関連は非常に深い
のであります。文部省設置法があと
で定められました関係もあります。の
で、人員等につきましては、予算の中
に盛り込まれたものが多少動くといふよ
うなことは、どうしても出て来るかと思
います。しかし大体の方針をもつて設
置法の構想をやりながら並行的に考え
られておられますので、その方針の食い
違ひはないといつてよからうと思つて
おります。

それから、義務教育の職員に対する
國庫補助の予算の問題と関連いたしま
して四月通牒が出て、それによつてい
ろいろ整理の問題、あるいは採用の問
題について齟齬を生ずるような場合が
起きておるといふようなお話であり
ました。これは、こまかいことは次官
からお話をさせますが、予算的な措置
というものが、どうしても教員月額の
在職員の定数を基礎にして考えられ
なければならぬといふようなところ
から、予算編成技術の問題といたしま
して、どうしてもそういうような問題
が残つて来るのではないだろうかと思
つております。その残つた問題につ
いて、非常に重大な変化があつたため
に残つて来る。たとえば東京とか大阪と
かいうようなところは、九月当時は、疎
開者の帰つて来るのに制限があつて、
その後はこれが解除せられてどん／＼
入つて来たために、非常に人口がふえ
る、こゝろいうようなこともございま
す。そういう特殊な変化につきま
しては、やはりこれは特別な考慮を拂
わなければならぬのじやないかと思
つております。ですから、そういうよ
うな特殊の事情はやはり考慮されるべき
であると思つております。一般論と
いたしまして、九月なり十月の在職者
を基礎にしてやつて、そして四月まで
に変化が起きるといふようなことで、
実際上いろいろと不便を生ずるとい
ふことは、どうしても免れない状況では
ないかと思つております。

○渡部委員 ただいまのどの説明につ
いても、はなはだ不満であります。ま
たにかく予算の上で文教費といふもの
の、あるいは教育費といふものが日本
のように低い國は、他の植民地におい
てさへも見ることもできない状況であ
る。ある國では、國費の中で教育予算
がどれだけのパーセンテージを占める
べきであるかといふことを規定して、
教育を重視しているところもある。と
ころが日本では、今申しした通りであ
りまして、これは日本の政府全体が、教
育についての関心を、あるいは重要性
を軽視しているといふことの結果でも
あります。同時に文部省として、今
度の折衝の過程及びその結果に現われ
たように、はなはだ不足を、そして
教育を危機に導き、あるいは地方財政
をそれと関連して破綻状態に導くよう
な予算をつくり出したといふことも、
教育についての文部省の熱意の状態を
示しておるに考えられるわけであ
す。しかしその点については、これ以

こういう仕事を文部省がなすところの力もなければ、権利もないとわれは断ぜざるを得ないわけだ。しかるにこういう検定をここに規定されておるといふことは、文部省が意図しておるといわれるこの設置法案の根本的な精神と矛盾する結果になると思う。この点について当局はどういうふうにお考えになりますか。

○高瀬國務大臣 ます教科書の検定の問題であります。義務教育の教科書は、むろんやはりある教科書としての標準が必要だと思ひます。その検定を文部省がやるということになつておりますが、これは現在非常に紙等の資材が不足しております。そんなことから文部省が特にやつておるわけでありまして、將來の方針としては教育委員会がやるという方針で進んでおります。そして検定をいたすにつきましては、文部省の役人がやるわけではございませんで、検定委員会は民間の専門家を網羅して組織いたしまして、この検定委員会によつてこれが検定されるわけでありまして、文部省の役人が、独断でかつてにやつておるといふわけではございません。

それから検定の結果についての御意見であります。むろん教科書にいたしまして、いろいろ欠点があるものもできておる。またこれが改められて完全なものになつて行くというふうなことになるでしょう。ですから、だれが見ても完全無欠というわけにはなかなか行かない点もあるかと思ひます。が、文部省といたしましては、できるだけ慎重に、できるだけ完全なものをつくりたいという意味で、検定委員会をつくつて、慎重に審議をしていただ

いてきめておるわけでありまして。

○渡部委員 今の御意見の中に、検定委員会を設けてなすということであるが、この検定委員会の構成組織について問題がありましようし、またこの教科書の内容について、最善のものを求めたいといふことは殊勝な御見解ですが、しかしながら現在行われておる文部省の作成した教科書というものは、たれが見てもいいものだといふような類のものではなくて、だれが見ても、ほんとうに科学者であるならば、こういうものはまったく絶版にさるべき類のものであることが、はつきりしておるものが出ておるといふ点で、われわれは非常に日本の教育の將來のために、杞憂を感じるわけでありまして、その点は別といたしまして、さらにこの文部省の提案の中に、労働者教育、社会教育を実施する理由が出ておるようでありまして、現在労働階級は、文部省から用紙とかあるいはいろいろ施設とかにおいて、その便宜をはかつてくれることについては非常に望んでおるわけですが、しかし文部省から、文部省の方針のもとに労働者教育や社会教育を行つてもらいたいとは望んでおらないわけでありまして、労働階級は、御存じのように自由な、自主的な、かつ階級的な教育をみずから解放のためにするといふことを、労働階級の教育方針としておるのでありまして、文部省はこういう労働者階級の意思に反して、労働者教育を文部省的な見解から、今日の文部省のとつておるような見解から行われとするならば、無意義であるばかりでなく、非常に有害であるように考えられるわけでありまして、それであるにかかわらず、

こういう労働者教育を行つて行かれようとする意図は一体どこにあるだろう。この結果文部省がいわれる、あるいはうたつておられる趣旨に反して、教育の統制ということになつて行きはしないか。こういう点についての文部省の見解をお尋ねしたい。

○高瀬國務大臣 お答えいたします。労働者教育というよりは、労働者教育に關連する部分もむろん入つておりますけれども、これはただいまお話しされましたような意味で、特に労働者としての、労働者たる身分において必要な教育部分を文部省がやろうという意味ではございませんで、そういう意味の教育は他の省で、やるとすればやるべきものであると思つております。文部省の關連する範囲というものは、社会教育の一面としての教育でありまして、勤労尊重の精神を涵養しなければいかぬとか、あるいは労働者もやはり一般國民としての文化的な教養を持たなければならぬ、こういうような意味での教育をいつておるわけでありまして。

○渡部委員 最後の一つ、今の意見では社会教育といふものの内容は少しもはつきりしませんけれども、しかし社会教育法案といふものが準備されておるようでありまして、これをパラ／＼と見ただけでも非常に重大な問題になつて来るように思われますから、この教育問題については社会教育法案の際に御質問申し上げることと思ひます。今日の質問應答の中には、質問したい部分は非常に省略しており、應答の中には、はなはだ不満足なものが多くわけでありまして、時間の關係上私は一應これで打ち切ります。

○木村(榮)委員 簡単に伺います。第二十四條の規定に審査会というのがあります。そして十四條で評議員会といふのが置いてあるが、この評議員会といふのは國家行政組織法のどの條項に當てはめてこしらへたのか。

○伊藤説明員 今それらの方の條文を忘れましたが、評議員会は諮問機關として設けるのでございます。

○木村(榮)委員 それは諮問機關でしようか、審議会といふのは、國家行政組織法の第八條でやられたと思うのであります。この法律案を見ますと、審議会のいろ／＼なものが書いてある。たとえば教職員資格審査会の目的といふものが下に書いてある。この二十四條に規定します審査会は、評議員会とはまた違つた内容を持つてゐるのはいか。従つてこの評議員会といふものは、國家行政組織法のどういつた角度からこしらへられたものであるかといふことをお尋ねいたします。

○伊藤説明員 二十四條に掲げてあります審査会、審議会は、これは文部大臣の諮問機關でございます。それから十四條に掲げてあります評議員会は、各獨立機關に対する諮問機關でございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、他の法律案の場合は、こゝいつた研究所とか博物館のいろ／＼な活動状況については、政令をもつてきめるとかなんとかいふことが書いてあるのが多いのですが、これだけ評議員会といふものを特になつてあるのは、何か理由があるのでしょうか。

○伊藤説明員 この点につきましては、お説の通りこの評議員会を政令に譲つても法制的にはさしつかえないの

ではないかと思ひますのでございます。が、私どもの氣持といたしましては、民主的にこれらの機關を運営して行くという趣旨を、この際法律の上にもはつきりさせる方がよろう、こういう考えで、特にこれらの機關の運営について評議員会にかけてやるということをして規定いたしておるのであります。

○木村(榮)委員 そうしますと、研究所とか試験所とかいふものには、所長といふようなものを置かなくて、運営にあつては評議員会がやる、かように解釈してさしつかえございませんか。

○伊藤説明員 それはそうではございませんで、これらの研究所にはおのの所長を置くつもりであります。その所長の選任等につきまして評議員会に諮るといふこと、その他重要事項につきても、所長が独断でやらないで評議員会に諮つて運営して行く、こういうふうな運営の仕方になつたといふのであります。

○木村(榮)委員 十二條の第一号に「大学の設置、廃止及び設置者の変更」云々といふことがありますが、この場合には外國人にも設置者が変更されて、外國人になつたといふような場合があるが、これはお認めになるかどうか。また外國人が大学の設置を願ひ出した場合には、許可される方針かどうか。文部大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○伊藤説明員 法人そのものが外國法人になれば、おそれなく日本の法律外になつて参りますから問題ないと思ひます。でございますが、日本の法人であれば、やはりこの第一号で認可をいたして参らなければならぬと思ひます。その際に外國人なるがゆゑに認可をしな

いということはないつもりでございます。

○木村(榮)委員 そういたしますと、

外国人でも経営者がかわれば、たとえば私学なんかの場合はそうだと思うのですが、経営者がかわつて外国人になつた場合は、設置者が変更されるわけですが、それは認可する方針だ、かように解釈してさしつかえございませんか。

○伊藤説明員 さしつかえございません。

○木村(榮)委員 それから第七條第二項の中に、ユネスコだけが特に明記してあるのですが、一体文部省はどのような見解で、ユネスコだけを特に明記したか、その点を承つておきたい。

○高瀬國務大臣 ここにユネスコに関する活動だけが第一として掲げてありますが、御承知のように、ユネスコというのは國際的な文化教育運動でありまして、文部省の仕事とは非常に密接な關係があり、國際的な活動として現在並びに將來非常に重要視しなければならぬ事柄であります。最近ユネスコのオフィスが新たに東京にできまして、その方面の活動が活躍になり、文部省としてやるべき仕事に非常にふえて来ておりますので、特に規定いたしましたわけでもあります。

○木村(榮)委員 そうしますと、ユネスコ以外の國際的な文化団体とか、あるいはいろいろな藝術家の關係の機関とかいつたふうなものは關係しない、かような方針でございますか。

○高瀬國務大臣 ユネスコ以外でも學術的、体育的、いろいろな点で國際的な關係、協力等の問題がたくさんあるわけでありまけれども、それはそれ

その局の中でやるように仕事分配してあるわけがあります。

○木村(榮)委員 その次には、第四号に「宗教に関する情報」云々とあつて、最後に「連絡すること」とございしますが、これはどういう意味でございしますか。どんな連絡をどのような方法でなさるお考えですか。

○伊藤説明員 これは各宗教團體に共通の問題がありますので、それらの連絡をはかる事項が多少あるのでございします。そういうことをここに規定いたしておるわけがあります。

○木村(榮)委員 最後に、これと関連しますが、最近キリスト教を強制的にやらせておるところがたくさんございしましたが、あれは文部省の方針かどうか承りたい。

○高瀬國務大臣 どこでそういう事実があるか存じませんが、文部省としては、いかなる宗教も強制的にこれをやらせろということとは、いたさないことにしております。

○木村(榮)委員 もし強制的にやらせておるような具体的な事例を私たちがもしました場合においては、文部省としてはどのような御処置をとる方針でございしますか、承つておきたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 宗教の自由は、憲法で保障されておるわけでありまして、それから、もしそれを強制するということになれば、これは憲法違反であります。また地方の学校でそれに類するようなことがあるといたしますれば、これは教育委員会が直接にやるべきことであります。文部省としても、それを放つておくわけにも行きませんから、文部省としてもむしろその教育委員会に

対しまして、助言勧告等はやらなければならぬという立場にあります。

それから宗教を目的とするような私立学校がありますが、こういうようなものは特殊なものですから、その点は御了解願ひたいと思ひます。

○池田委員長代理 それではこれにて散會いたします。

午後一時四十九分散會